

卒後1～3年目の教育方針

愛玩動物において医療を行う際は、患者である動物の生活環境にも配慮しなければならない。
基本となる現症歴、既往歴、症状など問診による聴取を正確に行いつつ、飼育（居住）環境など、アレルギー性疾患の可能性やストレスにも配慮する必要がある。そのため、飼い主さんへの問診は重要かつ高度であることを認識して行う。

保護者でもある飼い主さんに「種に応じた保健衛生や習性・心理」についても指導する。
ご家族である飼い主さんの意向を踏まえつつ、専門家としてアドバイスしながら治療を行う。

意思疎通が確立されていない人と動物の関わり（診療上のリスク）について理解いただく。

POSとEBMに基づいた検査と診断、治療計画の立案および治療までの一連の医療行為の基礎を習得する。（身体検査）視診、聴診、触診、打診など全身の診察法を修得し、主要な所見を把握する。（診療記録）カルテの記載事項、方法など診療記録の重要性を修得する。

獣医師に必要な法的知識（獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、薬事法、狂犬病予防法、動物愛護に関する法律、愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）など）の関連法規に関する知識について習熟する。

当院の設備（CTやDR）の操作を通して、放射線防護ならびに関連する知識（獣医療法のうち放射線防護に関連する施行規則、放射線障害防止法、労働衛生安全法（電離放射線障害防止規則）に関する知識を習得する。

投与する薬剤について、病態と薬剤の選択、薬剤の内容、投与方法と副作用、栄養管理などについてご家族への説明と同意、診療料金などの説明を適切に行う。

以上をふまえて、上級医が一定の安全性を認めるまで、常に上級医に相談し指示を受けて診療に臨む。
診断治療に迷いのある場合は目の前の命に向き合い、経験年数に限らず常に上級医に相談する。